

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、申請をして介護が必要であると認定されることが必要です。

申請すると、訪問調査、審査を経て必要な介護の度合い（要介護状態区分）が決まります。

要介護認定申請

介護を必要とする本人または家族が民生課で申請します。
※地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者等に申請を代行してもらうこともできます。

訪問調査

介護を必要とする本人の心身の状況などを調べるために訪問調査員が家庭を訪問し、本人や家族などへの聞き取り調査を行います。

①在宅でのサービス

介護サービスにかかる費用は、サービスの種類や利用時間、要介護状態区分などによって決められています。利用者は原則としてその1割を負担します。

サービスの種類

サービス	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護や家事などの身の周りの援助をします。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	主治医の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、看護を支援します。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行います。
通所サービス(通所介護、通所リハビリテーション)	デイサービスセンターや介護老人保健施設・病院で、入浴、食事、機能訓練などのサービスが日帰りで受けられます。
短期入所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期入所し、日常生活の介護や機能訓練などが受けられます。
福祉用具の貸与	日常生活上の自立を助ける福祉用具を貸与します。 (主な種目) ア 歩行者、歩行補助杖、手すり・スロープ(取り付け工事を伴わないもの) イ 特殊寝台、車いす、体位変換器、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知器など ※イの用具は原則要介護2～5の方が対象
特定福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、貸与になじまない排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給します。 ※県から「指定特定(介護予防)福祉用具販売」の指定を受けた事業者から購入したものに限りです。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
住宅改修費の支給	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。 ※工事施工前に申請が必要です。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者が、その施設で日常生活上の世話等の介護サービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護 ※地域密着型サービス	比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。

②施設でのサービス(要支援状態の方は施設サービスは利用できません)

介護保険施設に入所した場合は、介護サービス費用の1割、食費・居住費・日常生活費の全額の合計が利用者の負担となります。

サービス	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要なサービスを受けます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。
介護療養型医療施設	長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入所することができます。

問い合わせ先 役場 民生課 内線158

審査

訪問調査の結果と医師の意見書を基に、介護認定審査会で介護の必要度についての審査判定を行います。介護認定審査会は保健・医療・福祉の専門家によって構成されています。

認定

介護認定審査会の判定に基づき要介護状態区分を認定し、認定結果通知書と認定内容が記載された被保険者証を本人に送付します。

※要介護状態区分

要支援1・2、要介護1・5、非該当(介護保険のサービスは受けられません)
※申請から認定結果の通知までは原則として30日以内となっています。また、この申請から認定にかかる費用は無料です。

介護サービス計画の作成

要支援または要介護と認定されたら、在宅サービスか施設サービスをを選んで介護サービス計画を作成します。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに自分らしい生活を送ることができるよう、センターの社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が中心となって高齢者の方の状態に応じ、さまざまなサービスについて必要な援助・支援を包括的に行います。

サービスの内容

- ・要支援者を対象とした予防給付と虚弱な高齢者を対象とした介護予防事業のケアプランの作成
- ・虐待防止のための相談や権利擁護など、総合的な相談窓口

利用料

無料

問い合わせ先

地域包括支援センター
(社会福祉協議会内)
☎(442)0857

在宅介護支援センター

在宅のお年寄りやそういった方を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、ニーズに合った各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、町・関係機関との連絡調整を行います。

サービスの内容

- ・在宅介護に関する電話・面接相談
- ・介護機器等の展示や紹介

利用料

無料

利用方法

電話または来所

問い合わせ先

在宅介護支援センター
(老人保健施設「四季の里」内)
☎(441)5155
※24時間対応



フレッシュ大治・商工まつり

フレッシュ!さらなる躍進!!

主催：大治町商工会 共催：大治町
後援：大治町教育委員会・大治町文化協会
大治町体育協会

前夜祭

9月4日(土)
午後3:00~8:30

本まつり

9月5日(日)
午前9:00~午後3:00

会場 大治小学校
校庭 & 体育館

主な内容

- ・大治太鼓尾張一座
- ・よさこい鳴子踊り
- ・元Jリーガー(グランパス)トークショー
- ・元中日ドラゴンズ立浪和義氏トークショー
- ・よしもと芸人爆笑ステージ
- ・歌謡ショー
- ・地元の神楽山車大集合!
- ・愛知県警音楽隊
- ・琴城流大正琴
- ・NGTあまバトン
- ・物産展
- ・キッズコーナー
- ・各種ブースでの販売コーナー
- ・商工会大抽選会



※あくまでも予定ですので変更される場合もあります。